

リフレッシュ等を目的としたベビーシッターによる 一時預かり利用支援事業の実施について

1 現状

コロナ禍により、3密回避などの基本的対策の徹底やリモートワークの普及による働き方の変化、保育園等の休園など、子育て世帯が大きな影響を受け続け、育児ストレスや子育てに関する不安の増加など、子育てをする保護者や子供への負担が一層増えている。

2 ベビーシッター利用のニーズ

下記のとおりアンケートを実施し、全体の回答のうち、約7割の方がベビーシッターの利用を希望し、そのうち約8割がリフレッシュ、息抜きを理由としている。

【アンケート概要】（回答数：285件）

（1）実施期間

令和4年3月中旬～5月25日

（2）アンケート依頼先

- ア いっとき保育利用者
- イ 子ども家庭支援センターあそびひろば利用者
- ウ 一時保育利用者
- エ 乳幼児健診等利用者

（3）回収方法

上記（2）での直接回収及び電子申請による回収

3 事業概要

リフレッシュ等を目的とした一時的に保育を必要とする保護者等に対し、都が認定したベビーシッター事業者を利用した際の利用料の一部を補助する。

（1）目的

在宅での保育者による安全な子供の見守りを必要とする区民に対し、ベビーシッターを利用しやすくすることで、子育て世帯が抱える育児ストレスや子育てに関する不安、負担の軽減を図る。

（2）対象者

台東区に住所を有する、以下のいずれかの保護者（保育の認定の有無は不問）

- ア 医療機関の受診等の日常生活上の突発的な事情や社会参加、リフレッシュ等の幅広い理由により、一時的に保育を必要とする方
- イ ベビーシッターを活用した共同保育（保護者等とベビーシッターによる保育）を必要とする方

(3) 対象児童

0歳から満6歳になる年度の末日までの児童

(4) 助成金額

1時間あたり以下の金額を上限に利用料を助成する。

ア 午前7時から午後10時までの利用：1時間あたり2,500円

イ 午後10時から午前7時までの利用：1時間あたり3,500円

※入会金、会費、交通費、キャンセル料、おむつ代等の実費等、サービス提供に付随する料金は含まない。

(5) 上限時間

児童1人につき年度あたり144時間

多胎児の場合、児童1人につき年度あたり288時間

(6) 事業実施期間

令和4年7月から令和7年3月まで

4 補正予算額

歳入 25,000千円

歳出 25,028千円

5 スケジュール

令和4年 7月

事業開始

四半期ごとに申請受付及び支払

(10月、1月、令和5年4月申請受付)